

申告相談は事前の予約をお願いしております

- 申告所得税・贈与税・個人事業者の消費税の申告相談につきましては、納税者の皆様にお待ちいただくことなくスムーズに申告できるよう、原則として、事前予約制とさせていただきますので、ご理解願います。

※ 事前予約は下記で受付けています。

申告所得税・個人事業者の消費税等・・・867-3101(内243)

資産(土地・建物等)の譲渡・贈与税・・・867-3101(内215)

- 新型コロナウイルス感染症の各地での感染の拡大等により、期限内（4月16日）に申告することが困難な場合には、期限を区切らずに、4月17日（金）以降であっても、柔軟に確定申告書を受け付けることとし、申告相談の更なる混雑緩和を図っております。

- 申告書の作成又は来署することが可能になった時点で、税務署へ申し出ていただければ、申告期限延長の取扱いをご案内させていただきますので、ご相談願います。